平成２７年（フ）第２１０号
和歌山市松ケ丘２丁目６番６号、住民票上の住所和歌山市松ケ丘２丁目６番５号
債務者　榎本　公子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４４号
佐賀市兵庫町大字若宮2248番地
債務者　川副　　豊
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３９１号
神戸市東灘区御影石町４丁目７番９号ドルチェ御影石町302号
債務者　横山　　楓（旧姓田上）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６３号
神戸市北区有野台８丁目18番地の５
債務者　佐々木喜子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８２号
神戸市灘区灘北通２丁目７番13号
債務者　那須　　有
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９７号
神戸市須磨区高倉台６丁目１番18―403号
債務者　片山　　琴（旧姓井川）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０３号
兵庫県小野市垂井町687番地の４　サザンクロス106号室
債務者　八尾　昌広
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１０号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番410―402号
債務者　髙松三加枝
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１２号
神戸市垂水区千代が丘１丁目１番21号　サンコーポ千代が丘101号、従前の住所神戸市垂水区桃山台４丁目２番地の51
債務者　河野　久美（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５１５号
神戸市東灘区住吉南町３丁目４番８―501号
債務者　髙橋　計介
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５０号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番176―204号
債務者　田村　圭子
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６号
長崎県佐世保市下本山町1282番地１　小西アパート201、前住所長崎県佐世保市相浦町168番地　パールハイム202号
債務者　黒川　明洋
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第６４７号
名古屋市中川区戸田明正２丁目2901番地　県営戸田北住宅３棟406号
債務者　横山美智留
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３１号
大分県佐伯市9784番地
債務者　汐月　典子
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目10番43―33号　県営鶴岡団地１Ａ―１
債務者　山本　大介
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
大分県佐伯市鶴見大字地松浦1621番地　地松浦団地Ａ棟201号室
債務者　尾形　正勝
1　決定年月日時　平成27年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月22日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２７年（フ）第１０４８号
名古屋市守山区桔梗平２丁目1112番地　エクセレントＳ203号
債務者　原　まどか（旧姓石黒）
1　決定年月日時　平成27年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部